

金融機関に対する会計規制と金融規制の「交錯」 ——自己資本比率規制をめぐる経済的影響——

星野 一郎

広島大学大学院社会科学研究所

要 旨

本稿は、そのタイトルのとおり、自己資本比率規制をめぐる経済的影響に注目することにより、金融機関に対する会計規制と金融規制の関連性を検討したものである。その際、とくに政策や政治との関係に焦点をあて、複数の概念や論点の背景と影響が錯綜した実態について考察したものである。

もとより、このような広範かつ複雑な現象を網羅的かつ体系的に検討することは不可能である。本稿では、制度、システムあるいはその要素間におけるネットワークに注視することにより、従来の議論における問題点と課題を鮮明にすることに、いくばくかの貢献をなしたものとする。

本稿での結論の一部はつぎのとおりである。それは、2008年9月以降の金融危機と世界同時不況において、これまでに会計学で論じられてきた政治化と国際化が新たな展開にもたらし、会計規制と金融規制そして会計基準が交錯したこと、そしてそのプロセスまたはその結果として、これらのルール体系それ自身が一種の国際条約の色彩を帯び、そのためもありこうしたルールの作成や設定のプロセスに外交交渉的要素が混入したことを指摘した。もちろん、このような結論は安易に主張できるわけではないが、これまでの経緯や背景そして理論的かつ政策的な考察を加えることにより、一定程度は明らかにすることができたものとする。また本稿における検討とその結論は、ある種の分析的フレームワークを提供するものとする。

はじめに

2008年9月に端を発した金融危機あるいは世界同時不況¹⁾に対処するために、各国がその対応策として、金融政策や経済政策等を立案、遂行したことは周知のとおりである。そうした政策立案において各国の政府や中央銀行は、金融規制を活用してきた。それとともに、会計規制あるいは会計制度改革²⁾も検討、実施してきたところである。深刻な世界同時不況が惹起し、各国政府等がそれに対処するためには、平時の政策立案だけではなく、いわば戦時または非常時における政策の立案と遂行が求められたのは自然であり、合理的なことでもある。

金融危機あるいは世界同時不況と呼ばれるような事態は、もちろんこれが最初でもないし、また最後でもなかろう。資本主義あるいは市場主義における基本的メカニズムにおいては、好況と不況そして金融危機は不可避な現象である。それに加えて、資金調達手段と資金運用手段の多様化と国際化、そして資金の移動や決済の電子化と高速化は、かような現象をいっそう加速してきた。

本稿においては、このような政策の立案と遂行に深く関与する会計規制およびそれに関係する金融規制に焦点をあて、そしてその国際動向を、おもに規制や制度の国際的統一という観点から整理、検討することを目的とする。その際、これだけ広範な問題のすべてを

調査、検討することは、紙幅の関係から不可能であるので、会計学上の主要な論点とそれらの関連性を整理、考察することに重点を置くことにする。さらにその考察対象期間は、基本的に2008年から2009年までに限定する。

もとより、このような限定を加えたとしても、かような研究テーマには、非常に多様な要素や側面が混在しており、かつそれらは複雑または相互依存的な関係にある。こうした要素や問題を網羅的に考察することが本稿の目的ではないし、またそもそもそれをひとつの論文でおこなうことは不可能である——これについては、機会をみて別著において試みたい——。

本稿においては、より重要と考えられる論点については検討するが、それら論点の関連性あるいはネットワークの分析を目標としている。本稿における研究成果が、今後、こうした問題を分析、考察する際の学術的な基盤となれば幸いである。

I 金融危機の原因とその背景

I-1 リスクマネジメントの意義と限界

(1) その意義と定義そして可能性

① リスクとリターン

金融機関にかぎらず、およそ企業経営全般においてリスクマネジメント³⁾は、組織経営の根幹あるいは要諦である。リスクまたはリス

¹⁾ 周知のように、米国の大手投資銀行・証券会社（当時全米第4位の規模）であるリーマン・ブラザーズ（Lehman Brothers）は、2008年9月15日に米国連邦倒産法第11章（Chapter 11: Reorganization, Title 11 of the U.S. Code—Bankruptcy）（わが国の民事再生法に相当するとされる）の適用を連邦裁判所に申請し、倒産した。これが世界的な金融危機の発端となり、世界経済に大きな影響をおよぼした。

²⁾ 具体的には、時価会計の適用延期や一時凍結などを指すが、本稿ではこれらについての検討は、原則として省略する。

クマネジメントには、それに対応する要素が存在または混在している。それはリターンである。個別企業というマイクロレベルにおいても、また経済社会というマクロレベルにおいても、⁴⁾ リスクとリターンの対応関係を数値化、計測化する努力が継続的に実施されてきたところである。

金融機関あるいは金融セクターが関与するリスクに限定したとしても、そこには多種多様なリスクが存在、機能している。金融機関が関与するリスクのうち代表的なものは、その与信先または投資先である事業会社等の固有のリスクであることが大半である。金融機関それ自体にも固有のリスクが存在し、それを適切に制御することは金融機関経営者としての職務である。けれども、そうしたリスクの大半あるいはその原因は融資先または投資先である事業会社等に固有の要素に起因するものである。

金融機関あるいは金融セクターまたは金融システムの主要な機能は、資金供給先の事業会社等のリスクの内容と程度を適時適切に計測しつつ、それに見合った合理的な金利等を決定したうえで資金供給をおこなうことである。金融機関あるいは金融セクターは、マイクロレベルでもマクロレベルでもリスクマネジ

メントを実行している組織体またはその集合体である。

こうしたシステム——金融機関または金融セクターによるリスクマネジメント——が良好に機能していれば、多少の齟齬や誤差であろうとも、融資先または投資先のリスクに見合った金利等が決定され、経済的資源が合理的、効率的に配分され、国民経済の安定的あるいは継続的な成長への貢献が期待されることになる。

② 基本概念の定義

ここでは、重要な基本概念である金融危機、金融規制そして会計規制について、必要最小限の定義をしておく。

1) 金融危機の定義

なにごとによらず、研究対象の定義を明確することは必要である。しかしまた、経済社会的な事象に対して明確な定義を与えることが困難であるのと同様に、金融危機を明確に定義することには困難がともなう。キンドルバーガーによると「美人とはなにかと問われて返答ができないのと同じだといえるかもしれない⁵⁾」ということになるが、ここではつぎの定義を採用することにする。

それは、金融危機とは「短期金利、資産（株式、不動産、土地）の価格など、金融関

³ リスクマネジメントについては、多種多様な著作物が内外を問わず公表されているが、ここではつぎのものをあげておく。

ミシェル・クルーイ、ダン・ガライ、ロバート・マーク著、三浦良造ほか訳『リスクマネジメントの本質』共立出版、2008年（Michel Crouhy, Dan Galai and Robert Mark, *The Essentials of Risk Management*, McGraw-Hill Companies, Inc., 2006.）。

⁴ マイクロレベルにおけるリスクとリターン、そしてマクロレベルにおけるそれらは、完全に分離されたうえで存在、機能しているわけではない。理論的にも実態的にも、これらは相互依存的な関係にあり、また交錯した状況のもとにある。これらの関係と影響そしてその背景は、学術的にも興味深い研究テーマであるが、本稿ではそれらについての考察は省略する。

⁵ C.P.キンドルバーガー著、吉野俊彦・八木 甫訳『熱狂、恐慌、崩壊——金融恐慌の歴史——』日本経済新聞社、2004年、5頁（Charles P. Kindleberger, *Manias, Panics and Crashes: A History of Financial Crises, Forth Edition*, John Wiley & Sons, Inc., Palgrave, 2002.）。

連の指標のすべてあるいは大半が、循環的な変動を超えて急激に短期間で悪化し、企業の債務支払不能、金融機関の破綻が生ずること⁶⁾というものである。

この定義は、感覚的または直感的に肯首できるものであるが、今回の金融危機のように大規模なそれにおいては、たんに「金融機関の破綻が生ずること」だけではなく、これに加えて、金融機関の破綻またはその可能性が連鎖的に生じ、それによって国際金融システムそして実体経済にも大きなダメージをもたらすことをも付け加える必要がある。

2) 金融規制の定義

金融規制とは、一般的に、金融当局者あるいは金融監督機関等⁷⁾が市中銀行等に対して、個別金融機関の健全性や流動性等に配慮しつつ、その機能を十分に発揮し、国民経済の安定的あるいは継続的な成長に貢献するために実施するものである。また金融規制には、金融機関または金融システムのネットワークに起因する連鎖性のために、個別金融機関だけではなく、金融システム全体に対する規制も実施されることがある——V-2の(1)の②で検討するマクロ・プルーデンス政策がそれである——。

金融機関あるいは金融システムは経済と密接に結び付いていることから、また金融規制の実施、担当機関の特性等から、金融規制には必然的に政策的または政治的な性質を帯びる傾向がある。そのためもあり、広義の金融

規制の一部を担う中央銀行は、政府または政治とは、少なくとも形式上は遮断されている⁸⁾。

また金融規制を適時適切に立案、実行するためには、個別金融機関そして金融システム全体にかかる財務状況を、金融当局者あるいは金融監督機関等が熟知している必要があるが、そうした財務状況についての情報の大半は会計情報である。金融機関あるいは金融業務の特殊性または重要性から、金融当局者あるいは金融監督機関自身が、金融機関に適用される会計基準の設定機関となることが多い。さらにこれら機関は、そうした会計基準の適用や運用についても、実質的な権限を有し、かつそれを行行使していることが多い。

3) 会計規制の定義

ここで会計規制とは、会計情報や会計基準を用いた、おもに政策当局による規制行動を意味する。この定義から、会計規制の一種として金融規制があるともいえるし、また金融規制が会計規制を活用しているともいえる。いずれにしても、会計規制においても、会計基準の設定プロセスや会計情報の作成プロセスは、必然的に政策的または政治的な特性を帯びる傾向がある。

会計政策と呼ばれる領域もあるが、これと会計規制の相違は、前者が公的機関による政策と私的機関（個別の株式会社等）によるそれを包含するものであるのに対して、後者は通常、公的機関による政策しか意味しない点にある⁹⁾。

⁶⁾ Raymond W. Goldsmith, "Comment on Hyman Minsky's *The Financial Instability Hypothesis: Capital Process and the Behavior of the Economy*" in C. P. Kindleberger and J.-P. Laffargue, eds., *Financial Crises: Theory, History and Policy*, Cambridge University Press, 1982, p. 42.

⁷⁾ 国家や時代によって、そのシステムは多様であり、かつ変動してきたものであるが、そうした変遷史についての検討は省略する。

⁸⁾ もっとも、任命権等については政府または政治と関係しているし、また今般のような金融危機に際しては、政府または政治の介入、関与の程度が大きくなる傾向があるが、これについては後述する。

(2) その限界と危険性

① その原因と倒産

間接金融であろうと直接金融であろうと、金融機関は多様な場面と手段において主要な役割を期待されているし、また多くの場合、それを適切に果たしている（はずである）。いずれの資金調達手法であろうとも、資金調達をなす事業会社等に対して、情報と資金を供給するのは基本的に金融機関である。

今般の金融危機の発生原因などを簡単に結論づけることは非常に困難である。しかしいずれにしても、なんらかの意味または側面でのリスクマネジメントが失敗したことに、根源的な原因があることはたしかである。

② リスクの完全制御が不可能な原因

リスクにかかる完全な計測¹⁰と制御は原則的または原理的に不可能である。あらゆるリスクに対する完全なマネジメントというものは存在しない。それには、つぎのような原因あるいはその要素がある。

1) 多様性と多数性

第1に、金融機関が有している融資先や投資先そしてそれぞれの案件はあまりに多様性に富み、かつその数も多いことがあげられる。

そのような条件下にあっても、金融機関の根源的機能がリスクマネジメントである以上、多様なリスク案件に対してなんらかのパターンや法則性を見出し、そしてそれを計測、制御する手法を開発し、またそのための人材を養成しているはずであるが、それには一定の限界があるのも事実である。

2) 変動性と政策性

そして第2の原因としては、こうした融資先や投資先のリスクあるいはその要素に対して影響をおよぼす経済的な要因や環境が常時変化することがある。具体的には、株価や市場金利¹¹は絶えず変化、変動しているであろうし、そうした変動がさらに、株価や金利を変化させる可能性がある。当然のことながら、このような要因や環境は、個別金融機関にとって原則として制御不能である。

さらにはこうした市場的な環境や指標とならんで、産業政策、金融政策そして経済政策なども、その時点や時代の状況を反映して変化する。とくに金融危機のような事態の場合、かような政策的要因に起因することが多い点からも、またそれとともにこのような政策的要因が多い点からも、金融機関等に対する規制をめぐる問題がとくに重要になる——この

⁹ これらの境界は曖昧であり、それを明確に確定することは非常に困難である。

¹⁰ これに関連した著書として、たとえばつぎの文献を参照のこと。

リカルド・レボネト著、茶野 努・宮川修子訳『なぜ金融リスク管理はうまくいかないのか』東洋経済新報社、2009年 (Riccardo Rebonato, *Plight of the Fortune Tellers*, Princeton University Press, 2007.)。

この著書のおおまかで結論はつぎのようなものである。それは、金融リスク管理は、ひとつにはリスク計測は小数点以下5ケタまで試算できるという信念と、もうひとつにはそうした試算さえできればリスク管理の方向性が明らかになるという2つの信念を前提にしているが、これらの信念は双方ともに実態に適合せず、危険だという指摘である。

この著書は本来、いわば文系的な領域に、理系的な手法を無理やり導入し、よく理解せずに金融工学という手法を適用したことに対する問題を指摘したものである。このような指摘はまた、わが国金融機関経営者（の多く）のこうした領域にかんする「資質」と「努力」に対する問題提起でもあるが、米国における状況についても類似しているものようである。

¹¹ 政策金利については、市場金利にくらべて固定的であるが、それでも、市場金利等の影響を受けていくぶんかは変動する可能性とそうした事実がある。

ことについては、本稿Ⅱ以降において論ずる——。こうした問題は、言い換えれば、市場の失敗に対する政府の失敗にかかるものである¹²⁾。

1-2 資金供給と資金余剰の機能と欠陥

(1) その機能と的確性

① 良好に機能している場合

金融機関あるいは金融セクターの主要な機能は、事業会社や経済社会が必要としている資金を、資金余剰体である家計あるいは個人等（預金者）から預かり、それを資金不足体である事業会社等に貸し付けることがその本来的な業務である。その際には、リスクマネジメントの一環として、リスクの計測や評価を可能な範囲（おもにコスト的要因に制約される）で実施している。

こうした評価とそれに基づく資金供給が順調に展開されていけば、金融機関あるいは金融セクターはその経済的な機能を発揮し、個別の事業会社や経済社会の発展に寄与するはずである。これは、資金をめぐる需給関係の仲介または調整において、金融機関がその役割を的確に果たしている状況でもある。

② 過度な資金需要と資金供給

個別企業にとっても経済社会にとっても、一般的にその成長は望ましいことであり、企

業も政府もそれを目指した施策を立案、実行しているところである。しかし人間あるいはそれらによって構成される経済社会は贅沢なものであり、その欲望は無限であり、一定の経済成長（率）に満足するのではなく、より高い経済成長（率）の達成を目指す傾向がある。このような、良くいえば向上心、悪くいえば貪欲さは、経済社会あるいは市場メカニズムにおいては、新技術や新サービスの開発と提供などにおいて有効に機能する可能性もある。

けれども、どの程度の経済成長（率）をもって妥当なものと認識するかにかんしての合理的かつ客観的な判断基準というものは原則として存在しない。というよりも、企業（経営者）も政府（政治家と官僚）も、それぞれの立場と利害から、より高い経済成長を望むであろうし、またそのための方策と権限を有している¹³⁾のである。

なんらかの基準から、一定程度以上の経済成長（率）が達成され、それが一定期間以上継続すると予想される場合、さらなる経済成長（率）が期待される。その際には、その定義にも依存するが、いわゆるバブル¹⁴⁾が容易に発生することになる。

(2) その欠陥と投機性

① 投資資金過剰供給の原因

¹² このような問題は、個別案件であったとしても、「市場の失敗」か「政府の失敗」のいずれかに帰することは不可能なことが大半である。実際には、そして理論的にも、これら2つの失敗が複合した結果として、金融危機のような大規模な失敗や破綻が発生するものであろう。こうした問題については、たとえばつぎの文献を参照のこと。

ダニエル・ヤーギン、ジョゼフ・スタニスロー著、山岡洋一訳『市場対国家——世界を作り変える歴史的攻防——（上・下）』日本経済新聞社、1998年（Daniel A. Yergin and Joseph Stanislaw, *The Commanding Heights: The Battle between Government and the Marketplace that is Remaking the Modern World*, Simon & Schuster, Inc., 1998.）。

¹³ もちろん、政治とは独立した形態を有する中央銀行は、過度な経済成長（率）そしてインフレ（率）を注視しており、それに対して警戒的な行動をとろうとするであろうが。

金融危機のように複雑または錯綜した現象の発生原因を特定することは非常に困難である。しかし原理的には、投資資金の過剰供給に集約できる。これはつぎの2つに分類できると考えられる。

1) 投機的心理または投機的文化

第1の原因としては、人間あるいは経済社会の本性としての投機的心理をあげることができる。このような心理状況が即金融危機をもたらすものではなからうが、こうした心理に起因して経済成長、そしてさらなる経済成長、さらにはそれがバブルをもたらし、そうしたバブルに適切に対処できなかった結果として、金融危機が発生する可能性がある。

たとえば、「人間には本来、物々交換と売買をおこなおうとする傾向が備わっている。将来を占おうとする傾向も、人間の本性に深く根ざしたものである。この2つを組み合わせたものが、金融危機である。『人生はすべて投機だ。人はだれしも、投機心をもって生まれつく』。19世紀にアメリカでもてはやさ

れた投機家のジェイムズ・R・キーンが、こう喝破している¹⁵⁾」との指摘もある。

2) 経済成長と金融政策の内容とタイミング

第2の原因は、第1のそれ、そして前記①の②と密接に関係したものであり、おもに経済成長と金融政策の内容とタイミングにかんする原因である。政策立案者（政治家や官僚）も経営者も、経済成長を強く望むがゆえに、政策面において成長戦略に対して過度なドライブがかかる可能性があり、そのためもありバブルが生じ、それに対する政策的対応が適切さを欠いたために金融危機が発生するというパターンである。

これら2つの原因は影響をおよぼし合っているが、そこにおける共通特性は、実体経済が求める適切な資金需要を大幅に上回る資金供給がなされた点にある。こうした特性または傾向は、個別の金融機関においてもそして金融当局や財政当局においても——つまりミクロレベルでもマクロレベルでも——、基本

¹⁴ バブルについては多数の著作が存在する。ここでは、そのうちの著名なものの一部を紹介するにとどめる。

エドワード・チャンセラ著、山岡洋一訳『バブルの歴史——チューリップ恐慌からインターネット投機へ——』日経BP社、2000年 (Edward Chancellor, *Devil Take the Hindmost: A History of Financial Speculation*, Gillon Atiken Associates Ltd., 1999.)

ジョン・ケネス・ガルブレイス著、鈴木哲太郎訳『新版 バブルの物語——人々はなぜ「熱狂」を繰り返すのか——』ダイヤモンド社、2008年 (John Kenneth Galbraith, *A Story of Financial Euphoria*, Penguin Books, 1990.)

C.P.キンドルバーガー著、吉野俊彦・八木 甫訳『熱狂、恐慌、崩壊——金融恐慌の歴史——』日本経済新聞社、2004年 (Charles P. Kindleberger, *Manias, Panics and Crashes: A History of Financial Crises, Forth Edition*, John Wiley & Sons, Inc., 2000, Palgrave, 2002.)

またわが国におけるバブル期の金融政策にかんする研究については、たとえばつぎの文献を参照のこと。

香西 泰・伊藤 修・有岡律子『バブル期の金融政策とその反省』日本銀行金融研究所, IMES Discussion Paper No. 2000-J-27. このペーパーはつぎのURLからも参照可能。
http://www.imes.boj.or.jp/japanese/jdps/fjdps_index.html, 2010年3月10日現在。

¹⁵ ジェームズ・ロバート・キーン (James Robert Keene) は、ウォール街で株式仲買業をおこなっていたイギリス出身の実業家であり、かつ19世紀末から20世紀初頭にかけての米国の競馬を牽引した馬主兼オーナーブリーダーとしても知られる人物である。

¹⁶ エドワード・チャンセラ著、前掲書、訳書20頁。ただしその文章表記の一部を変更している。

的に共通したものである。というよりも、個別金融機関と政策当局者が共同した結果であるともいえる。かような意味と側面において、経済成長と資金供給（資金需要も）は、政策的そして政治的な影響を強く受けるように宿命づけられているともいえる——とくに金融危機の際には、それが容易に投資資金の過剰供給に進展するおそれがある¹⁷⁾——。

3) 資金需要と資金供給のミスマッチ

いずれにしても金融危機の発生原因は、その要因にも依存する事柄であるが、究極的には資金需要と資金供給のミスマッチにあると考えられる。こうしたミスマッチを類型化すると、事前的なもの¹⁸⁾と事後的なものがあり、また時系列的には、資金の過剰需要が先に生じるものと資金の過剰供給が先に生じるものに分類できようが、本稿においては、これらの類型化とその問題点についての考察は省略する。

会計学上重要なのは、会計制度改革の遅延等にともない、マイクロレベルでもマクロレベルでも、このようなミスマッチについての会計情報が伝達しない、または伝達しにくい状況に陥った点である。それとともに、たとえそうした情報が伝わったとしても、個別金融機関や政策当局者が、それに即応した対応をとれたかどうかは別問題である。

② 適切な投資機会の喪失

どのような経済システムに立脚していたとしても、またどのような時代や環境においても、適度な経済成長のためには、適切な投資機会が実態的に存在していることが必要不可

欠である。

会計学の立場から金融危機の発生原因を探ると、そうした投資機会にかかる会計情報の提供が適時適切に実行されなかったことに、その一因があると考えられる。もちろん、財務会計システムの本来的かつ本質的な機能は、原則的に個別の企業にかかる会計情報の提供という、ある意味においてマイクロレベルでの目的が中心課題である。けれども、そうした会計情報が適切に提供され、その結果として会計情報利用者あるいはステークホルダーの意思決定が合理的になされれば、そこにおいて、国民経済の安定的あるいは継続的な成長に貢献できる可能性を有することになる。

こうした観点からすると、そのような会計情報の提供がなされず、そのためもあり、適切な投資機会の喪失に起因して生じた過剰資金が、利潤獲得を目指して投資または投機の対象資産を模索し、その結果としてバブルが発生し、その後、金融危機が生じるというストーリーが存在すると考えられる。これは前記①の3) と関係したものである。

II 会計制度と実体経済の関係

II-1 会計情報にかかる経済的影響の連鎖

(1) 基本的・概念的な経済的影響の関連性

平時においても重要であるが、金融危機や世界同時不況のような際には、会計基準と経

¹⁷⁾ 金融政策の一環としては、通貨供給量の増大やゼロ金利政策の実施または継続などがあり、また経済政策の一環としては、公共事業等の政策対応によって、市中に膨大な資金供給をなすことになる。金融危機あるいは不況の程度が深刻なほど、そうした2つの政策対応は強力に実施され、資金需要を超過した資金供給がなされる懸念がある。そのため（もあり）、そこで生じた余剰資金が、実需をともなった投資ではなく、金融商品や不動産あるいは一次産品などに投機される可能性があるのである。

済的影響の関係がとくに問題になる。会計基準が直接的に経済的影響を惹起させることもありえるが、多くの場合、それはなんらかの制度やシステムを介して、間接的または波及的に伝播するものである。

① ミクロ的影響とマクロ的影響

1) ミクロ的影響（一次的影響）

会計基準が企業ならびに経済社会における経営成績算定上のルールとして機能している以上、会計基準の新設や変更、そして選択適用する会計基準によって経営成績や財政状態が変化することは当然である。本稿では、こうした意味、側面での経済的影響を「一次的影響」あるいは「直接的影響」と呼ぶ——後述の「三次的影響」がマクロ的影響であるとするならば、この「一次的影響」はミクロ的影響といえる——。

2) ミクロ的影響・マクロ的影響（二次的影響）

それに対して、おもに公表される経営成績等の変化によって、株価や金利などの指標が変化するという意味での経済的影響も存在している。ここでは、このような意味と側面での経済的影響を「二次的影響」あるいは「間接的影響」と呼ぶことにする。「一次的影響」

はミクロ的影響であり、「三次的影響」がマクロ的影響であるならば、この「二次的影響」は、それら2つの影響を媒介または仲介しているものとして理解することができる。言い換えれば「二次的影響」は、たんなる状態ではなく、ミクロ的影響がマクロ的影響に波及するプロセスとして認識することができる。このような経済的影響が実態的または理論的に存在するためには、いくつかの前提が存在する。

たとえば、経営成績等の変化によって、株価や金利が即時かつ比例的に変化するとはかぎらない可能性があるが、それでもなお本質的あるいは長期的には、営利企業である以上、経営成績等は株価や金利に対して影響をおよぼすはずである¹⁹⁾。というよりも、財務会計システムはそうした関連性を前提にして構築、運用されているものであり、このことは証券市場等の市場システムにおいても妥当するものである。

3) マクロ的影響（三次的影響）

さらには個別企業の株価や金利が国民経済に対して、長期的あるいは本質的に影響をおよぼす可能性がある。こうした意味と側面での経済的影響を、ここでは「三次的影響」、

¹⁸ ここでは原則として財務会計におけるそれを前提としているが、管理会計におけるそれにも、基本的または部分的に妥当するものである。

¹⁹ このような株価等への影響については、数多くの実証研究がおこなわれているが、ここでは金融機関に関連したものとしてつぎの文献を紹介しておく。

桜井貴憲「銀行の会計情報と株価形成の関連性についての実証研究——東証一部上場銀行を分析対象として——」『東北学院大学経理研究所紀要』2001年12月、17-55頁。

またこうした、株価との関係や影響についての実証研究には、企業価値、配当政策そして連結情報等に着目したものもあり、さらには、サンプリングや対象期間の相違等のために、画一的な結論に容易に達するわけではない。それにもかかわらず、会計上の理論構築そしてその確認のためには、なんらかの意味での実証研究は必要であろう。もちろん、狭義の実証研究によらなくとも、いわゆる理論研究においても、有益な理論的成果が産出されることがあるのは当然である。

なお実証研究あるいは実証分析と理論構築についてのテキスト的な著書には、たとえばつぎのものがある。大日方隆『アドバンス財務会計——理論と実証分析——』中央経済社、2007年。

「結果的影響」あるいは「マクロ的影響」と呼ぶ。

こうした経済的影響が深刻化、長期化したものが、今般のような金融危機であり、かつ世界同時不況である。²⁰⁾この段階に至ると、後述するように、会計基準そしてその設定プロセスが政策的または政治的な特性を帯びるようになる。

② 相互交錯性と相互依存性

通常、経済的影響という際には、これら3つの影響を包括するものとして用いられる傾向があるが、少なくとも概念上は、これら3つを識別することは肝要である。こうした識別は概念の論点整理のために必要であるが、現実の場面においては、これら3つの経済的影響は、相互に交錯または重複している領域も存在しようし、また相互に依存関係にあることが多い。

これら3つの経済的影響の関連性を簡略なフローチャートに示せば、図表1(次頁)のようになる。これについては、これ以上の説明を要しまい。

(2) 具体的・現実的な経済的影響の関連性

さきの(1)では、基本的あるいは概念的な経

済的影響の関連性を検討したので、ここでは、より具体的な経済的影響について簡略に説明する。図表2(次頁)においては、時価会計に限定した関連性をフローチャートとして示したが、この基本構造は、他の会計基準の新設や変更についても原則的に妥当するものと考えられる。

ここにおいては、会計基準、金融危機、資本市場、実体経済等の関連性が重要になる。これらは、会計基準の変更を通じて、いわば一種のネットワークを形成、機能させているのである。

この図表2についてのさらなる説明、検討は不要であろう。ここで記した(a)ないし(h)の²¹⁾関連性(矢印で表示)については、一部先述したように、単純または直線的に進行するとはかぎらないものもあろうが、少なくとも本質的あるいは長期的にはこうした関連性が成立、機能している蓋然性が高いといえる。

II-2 銀行経営と貸し渋り懸念の²²⁾関係

(1) 銀行経営とリスクマネジメント

① 景気循環との関係

先述したように、個別の金融機関は適時適

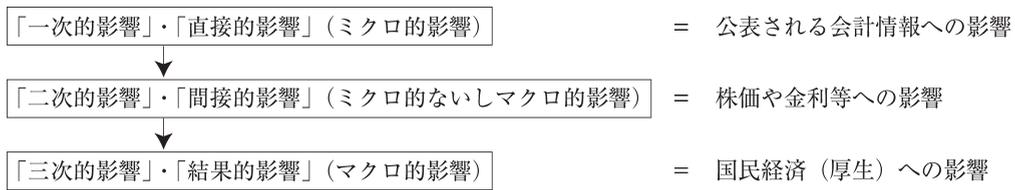
²⁰⁾ 有名なフレーズになったが、今回の金融危機を「百年に一度の金融危機」と評したのは米国連邦準備制度理事会(正確には Board of Governors of the Federal Reserve System, 一般的には Federal Reserve Board: FRB)の前議長であるアラン・グリーンスパン(Alan Greenspan)とされる。最初は2008年9月のテレビ番組において、そして10月には米国連邦議会下院の政府改革・監視委員会において“a once-in-a century credit tsunami.”と発言、証言した。

²¹⁾ ここでいう関連性は図表2の矢印で示したように、一方的な関連ではない場合や状況も存在するかもしれない。一方通行的な関連ではなく、双方向的なそれである場合もあろうし、また相互依存性についても、その状況や環境に応じて強弱が存在する場合もあろう。ここでは、このような関連性にはこうした問題あるいは論点が存在する点を指摘するにとどめる。

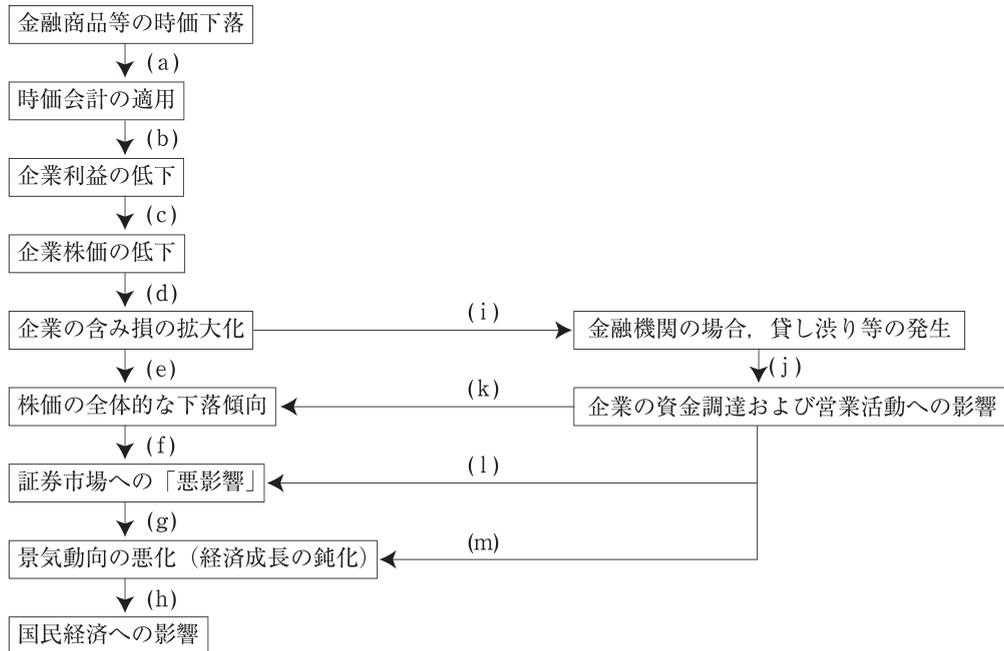
²²⁾ 貸し渋りについての著作物は多種多様なものが公表されているが、金融機関や金融システムそして金融危機との関係を含めて、つぎの文献が秀逸である。

花崎正晴『企業金融とコーポレート・ガバナンス——情報と制度からのアプローチ——』東京大学出版会、2008年。

図表1 会計基準をめぐる経済的影響の関連性（概略）



図表2 会計基準（時価会計）をめぐる経済的影響の関連性（具体）



切なりリスクマネジメントを、リスクとリターンの関係やパターン認識のもとに実行し、それをもって、経済社会に散在するリスクの集約と分散を担っているのである。こうした金融面あるいは財務面での循環が良好に機能しているかぎり、とくに問題は生ぜず、国民経済そして国際経済や国際金融にも適切な貢献をなすことになる。ところが、なにかを契機にして、このような循環が逆方向に廻り出すと、金融危機の萌芽が生じることになり、そして金融危機が発生するのである。かような意味においては、金融機関あるいは金融セク

ターは、金融市場や金融規制等の影響を受けるとともに、景気循環という個別金融機関にとって制御不能な状況のもとにおいて、ある意味でのギャンブルをおこなっているプレーヤーなのである。

こうした機能的な事情から、金融機関は歴史的に代表的な規制産業とされてきた²³⁾。また資金決済を含めた流動性の危険そして情報化の進捗などにより、金融機関あるいは金融セクター等に対する金融規制そしてそれに関連した会計規制が実施、機能しにくい状況となったのも事実である。

② リスクマネジメントの一環としての特性

リスクマネジメント一般にかんしてはすでに簡略に述べたが、個別金融機関がそのようなマネジメントをしているとともに、規制機関（行政機関）や立法機関なども、個別金融機関あるいは金融セクターに対するリスクマネジメントを立案、実行している。規制当局者による金融規制や会計規制などは、その主体または対象は異なるものの、リスクマネジメントという特性を有しているのである。

そもそも、金融監督当局がいかに巧妙であり、かつ（ほぼ）完全な情報を有し、それを有効かつ効率的に活用しようとも、個別金融機関あるいは金融セクターに対するリスクマネジメントを完璧に実行できるかという疑問がある。これは、従来からの用語法にしたがえば、いわば「市場の失敗」対「政府の失敗」²⁴⁾にかんする議論ということになる。

(2) 経済的影響としての貸し渋り

① ミクロレベルでの合理性とマクロレベルでの不合理性

1) 時価会計と貸し渋り

II-1で検討したように、たとえば有価証券等の下落時において時価会計を適用すれば、その結果として、有価証券評価損が計上され、他の条件が等しいかぎり、それに対してほぼ逆比例して公表利益額が減少することになる。

それとともに、そうした状況下では、貸付金の回収可能性も低下し、それにともない貸倒引当金（繰入額）も増加する可能性がある。ましてや金融危機のような状況に至ると、そのような傾向が顕著になる。

周知のように、金融機関は好況時には資金供給に旺盛であるが、不況時には資金供給に慎重または保守的になる。金融機関のこうした特性あるいは傾向を批判することもできるが、金融機関が預金者から預かった資金を貸し付けている以上、ミクロレベルでは合理的な行動パターンである。けれども、国民経済またはマクロレベルの観点からすると、好況を加熱させ、さらにはバブルの醸成に貢献または関与することになり、最終的には金融危機や不況に至る懸念があり、その逆の場合、不況を深刻化または長期化させ——貸し渋りまたは貸し剥しという形態で顕在化することが多い——、この場合も最終的には「別方向」からの金融危機等に至る可能性があるのである。

2) 安定化と経済成長

いかに最適な金融政策や経済政策の立案と実行が困難であるといっても、政策当局者からすると、国民経済の安定的あるいは継続的な成長を維持または達成という目標からすれば、かように「不安的な」金融機関と金融セクターあるいは金融システムを「安定化」させるための施策が肝要となる。安定化、換言

²³ わが国の産業システムの一環としての金融セクターあるいは金融サービス全般については、たとえばつぎの文献を参照のこと。

堀内昭義、池尾和人編著『日本の産業システム9 金融サービス』NTT出版、2004年。

²⁴ ダニエル・ヤーギン、ジョゼフ・スタニスロー著、前掲書を参照のこと。

²⁵ こうした特性を批判した、マーク・トウェイン (Mark Twain) によるつぎの文章は有名である。それは「銀行家とは、日が照っている時に人に傘を貸し、雨が降り出した途端に返せといってくる連中である (A banker is a fellow who lends you his umbrella when the sun is shining, but wants it back the minute it begins to rain.)」というものである。

すれば、金融システムの関係者が安心して資金調達と資金運用をなすことが、経済成長にとって必要不可欠だからである。

これまでに論じてきたように、個別金融機関というマイクロレベルでの合理性追求——たとえば貸し渋り——が、国民経済（金融）または国際経済（金融）というマクロレベルでの不合理な結果をもたらす懸念がある。金融政策を所掌する金融監督当局、そして経済政策の担当当局あるいは政府は、これらのバランスをとり、というよりも、民間企業である金融機関の自主性と、国民経済の安定的あるいは継続的な成長という政策目標の達成——多くの国民と企業にとっても有益な事柄である——の間において、相対的には後者に重点を置きつつ政策運営にあたっているのである。

② 産業政策あるいは経済政策との関係（組織論）

1) 役割分担と必要悪

かような意味において産業政策や経済政策は、必然的に金融政策と一体的に運営されるべきものとも考えられるが、金融政策の一部には貨幣価値の安定という、先に述べた政策目標とは異なる要素、側面を含んでいる。そのために、多くの国家と時代において、その実態的な運営についてはともかく、貨幣価値の安定化つまり自国通貨の安定化を担う中央銀行と、産業政策や経済政策を担う政策当局者は別組織として設置、運営されているのである。

ただし会計学の立場からして問題なのは、詳細は本稿Ⅴにおいて検討するが、そのような政策当局者の多くにおいては、所掌政策の立案と遂行に必要な会計情報を収集するという目的のために、その政策当局者自身がそうした目的遂行のための会計基準を実質的に設

定し、さらにはその適用上の細目についても「指導」していることが多い点である。

こうした特性あるいは傾向は、ある意味では「必要悪」としての側面があるのも事実である。一般的な会計情報利用者ではない「特殊な会計情報利用者」である政策当局者は、市場での利用を前提とした会計情報よりも、特定の政策に有益な会計情報を必要としており、そのための会計基準を政策当局者が設定すること自体は、ある意味では合理的ですらある。

2) 公私混同と手段性

このような政策目的つまり公的目的のための会計基準そして会計情報が、市場での利用という私的目的のためのそれらと「公私混同」される危険がある。それは、金融機関の場合、それ自体が規制産業である点そして、とくに金融危機のような際には、政策当局者の影響力が強大になる点などから、一般的な会計情報利用者そしてそれらによって構成される市場自体が、公的目的のための会計基準そして政策当局者の「メッセージ」を重視または過大評価した意思決定をおこなう可能性があり、そのような特性あるいは傾向に対して市場が反応する可能性があるという問題でもある。

規制機関あるいは政策当局者による会計基準そして会計情報の作成と公表には、このような危険が存在するのである。そのために、政策当局者はなんらかの恩恵を受けることがあるかもしれないが、または強引にそのような恩恵を享受することがあるかもしれないが、市場システムに立脚した経済システムを採用する場合には、それには危険がともなうことを銘記すべきである。その危険とは、たとえ当初は合理的な公的目的であったとしても、そのうちにそれが政策実現のための「手段」として用いられ、不合理または不正な会計情

報が開示され、そのためもあり一般的な会計情報利用者の意思決定を誤導する懸念である。

検討は本稿では省略する——。

Ⅲ 自己資本比率規制の現状とその意義

金融機関に対する自己資本規制の代表的システムである自己資本比率規制は、それ自体で大きな研究テーマである。はじめにでも記したように、ここでは、本稿のテーマに関係する範囲と程度において、その概要と意義等をごく簡単に検討するにとどめる。

代表的または典型的な金融規制として自己資本比率規制があげられることが多いが、金融規制あるいは自己資本規制はこれにかぎらない——たとえば、流動性にかかる規制なども重要であるが、ここではこれらについての

Ⅲ-1 自己資本比率規制²⁶⁾の基本構造とその意義

(1) 自己資本比率規制の考え方

銀行をはじめとした金融機関つまり預金取扱金融機関は、他人の資金²⁷⁾を、なんらの担保も納めずに預かっているのである。そのような状況において、金融機関はその資金を投資や融資にまわしている。その際、経済的に重要なことのひとつは、預金者に対して確実に預金（金利付きの預金については元本と金利）を払い戻さなければならないことである。国家と時代によってその制度や変遷に多少の相違はあろうとも、預金者保護の施策²⁸⁾が採用されてきたのには、こうした事情があるので

²⁶⁾ 自己資本比率規制については多種多様な出版物が公表されているが、ここではそのうちのごく一部を紹介しておく。

佐藤隆文『パーゼルIIと銀行監督——新しい自己資本比率規制——』東洋経済新報社、2007年。

田邊政之ほか『パーゼルII対応のすべて——リスク管理と銀行経営——』金融財政事情研究会、2008年。

またわが国金融庁におけるパーゼルII（新しい自己資本比率規制）に対する対応については、金融機関の業種業態別に詳細な金融規制上の基準が定められている。最新のものについては、わが国金融庁のつぎのサイトを参照のこと。http://www.fsa.go.jp/policy/basel_ii/index.html、2010年3月10日現在。

²⁷⁾ 米国におけるS&L危機をあつかったつぎの著書のタイトルに『他人のお金（*Other People's Money*）』というものがあるのは、このことを表象しているものであるし、また印象的なタイトルでもある。

Paul Z. Pilzer, *Other People's Money: The Inside Story of the S & L Mess*, Simon and Schuster, 1989（ポウル・ピッツァー著、阿部四郎訳『S&Lの崩壊』家の光協会、1996年）。

²⁸⁾ その代表的なものとして預金保険制度がある。

預金保険制度とは、万一金融機関が破綻した場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としている。また預金保険制度により、当座預金や利息の付かない普通預金等（決済用預金）は全額保護される。定期預金や利息の付く普通預金等（一般預金等）は、預金者1人当たり、1金融機関ごとに合算され、元本1,000万円までとその利息等が保護される。それを超える部分は、破綻した金融機関の残余財産の状況に応じて支払われるため、一部支払われない可能性がある。

わが国金融庁はこのように説明している（ただしその表記の一部を変更している）。そのURLは<http://www.fsa.go.jp/policy/payoff/index.html>である。2010年3月10日現在。

また預金保険制度を所掌する組織として、わが国においては預金保険機構がある。

米国においても、ほぼ同様なシステムが存在、機能している——わが国が米国のそれを参考にしたというほうが正確である——が、米国のそれは連邦預金保険公社（Federal Deposit Insurance Corporation：FDIC）であり、その制度や組織は、わが国のそれにくらべて複雑なものとなっている。そのURLは<http://www.fdic.gov/>である。さらには、FDICは預金保険料率を決定、課金するための会計基準を作成、適用している。

ある。

また金融機関にとっても、預金者保護——つまりは預金の保護——が完遂できる状況になければ、金融機関にとっての、いわば「事業資金」である預金の調達に支障を来すことになり、その経済的機能を発揮できないばかりでなく、個別金融機関の経営そのものにも重大な影響をおよぼすことになる。

金融機関がその預金の払戻しをより確実におこなうためには、理論のうえではしごく簡

tional Settlements: BIS, 本店はスイス(バーゼル市)が定めるものを指す。ここでいう自己資本比率の当初のもの、あるいはその基本式は簡単なものであった。ところが、多様または複雑な金融商品が開発され、流通するにおよんで、つぎの[算定式1]における「自己資本」と「総資産」が、会計学でいう意味、用法とは異なったものとなるに至ったのである——本稿では、このような相違についての検討は省略する——。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資産}} \times 100 \quad \dots\dots \text{[算定式1]}$$

単である。すなわち、預かった資金のうちできるだけ多くの金額(割合)を金融機関内部に留保しておくか、換金性と安全性がきわめて高い金融商品——たとえば国債——に投資しておけばよいだけの話である。しかしそれでは、より高い収益をもたらす投融資に対してより多くの資金を割り当てることができな。そうした意味において、金融機関は——そして金融監督当局にとっても——、収益性と健全性のトレードオフに直面しているのである。言い直せば金融機関経営の本質は、このようなトレードオフの制約のもとにおいて、リスクマネジメントそしてコスト・ベネフィットの観点から、最適なリスクテイクを見出すことにあるのである。

(2) 自己資本比率規制の基本式

① 国際決済銀行による自己資本比率規制

自己資本比率を用いた金融規制の基本式は、根本的にはしごく単純なものである。それは[算定式1]のように示すことができる。

自己資本比率規制でいう自己資本比率とは、通常、国際決済銀行(Bank for Interna-

その定義から、自己資本比率は高いほうが、原則的にその金融機関の健全性が高く、よってその信用リスクは低いとされる。しかしまた、この比率が異常または過度に高いことは、他の条件が等しいかぎり、それだけ収益獲得の機会を犠牲にしていることになり、健全性の高さは収益性の低さと同義と解釈されることもありえる。

② 国内での裁量措置の容認

国際決済銀行による自己資本比率規制は、その設定主体からも想像されるように、国際的な金融市場等において活動している金融機関に対して適用される金融規制あるいは会計規制である。よって各国の金融監督当局が、その行政的な裁量の範囲において規制基準を変更することを、制度上容認している。こうした裁量的措置は、国家や地域によって異なる金融慣行や金融政策(の介入)を、一定の範囲と程度において容認するものである。

わが国においては、国際的な営業活動をなす金融機関に対しては、少なくとも従来は自己資本比率が「8%以上」であることを要求しており、国内に限定した営業活動をおこな

う金融機関についてのそれは「4%以上」の基準を満たせばよかった。こうした、ある意味で差別的な行政的取扱いは、良くいえば一種の弱者保護的施策であり、悪くいえば競争制限的施策として理解することもできる。もっとも、このような行政的裁量は、わが国にかぎられたものではなく、程度の差はあれ、どの国家または地域においても——時代や環境によってある程度の相違は存在しようとも——、実行されてきたところである。

けれども、金融市場等における資金調達と資金運用が国際化、高度化した状況のもとにおいては、たとえその営業活動を国内に限定したとしても、なんらかの形式と程度で国際金融市場との関係を完全に遮断することは、事実上不可能である。そうした状況での、このような国内裁量措置は、わが国の場合、地方銀行等の経営体力や経営実態の問題もあろうが、投資資金の特性そして金融機関の特性を考慮すると、どこまで許容されるべきかという疑問が残る。このことは、金融規制や金融政策そして会計規制や会計政策の観点からしても同様である。

III-2 自己資本比率規制の変遷概要

(1) 特性と宿命

① 規制産業としての金融セクター

国際決済銀行によるものにかぎったとしても、自己資本比率規制の変遷それ自体が、ある意味で、国際経済、国際金融における壮大

な外交交渉ドラマでもある。そこにおいては、国家や地域の利害や通貨問題などが錯綜した状況での「経済戦争」の様相を示している。

とくに金融市場や金融システムは高度に国際化しており、かつ投資資金の特性からも、自己資本比率規制のような金融規制あるいは会計規制においては、ある程度の国際的統一化が不可欠である。ところが、国家や地域は、自国に本店を置く金融機関を保護、育成したいというインセンティブを有するために、自国の金融機関あるいは金融セクターに対して有利に働く自己資本比率規制を支持し、そうでない自己資本比率規制には反対する傾向がある。これは、行政機関または立法機関等による産業政策または経済政策という観点からは自然なことである。

自己資本比率規制をめぐる国際経済あるいは国際金融上の外交交渉については、少なくとも従前は、国際決済銀行などを舞台に繰り広げられてきた経緯と実績がある。しかし2008年9月以降における金融危機への対応においては、こうした自己資本比率規制等の金融規制を協議する舞台は、国際決済銀行ではなく——国際決済銀行においても、これまでどおり協議はされているが——、その主導権はバーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision: BCBS²⁹⁾）、20カ国首脳会合（G20首脳会合）および20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議（G20財務相・中央銀行総裁会議³⁰⁾）——いわゆるG20（The Group of Twenty）——をはじめとす

²⁹⁾ その本部は国際決済銀行本部内にあるが、組織上はべつのものである。13カ国の中央銀行または金融監督当局を上級代表としている。BCBSに対してはつぎのような批判または特徴が指摘されている。「BCBSは古典的な国際機関とは異なる。発足にあたっての条約も、拘束力のある規則も存在しない。むしろそのおもな機能は、非公式会合を通じて、政策上の解決と国際規格の評定を進めるところにある」

Dieter Kerwer, "Rules that Many Use: Standards and Global Regulation", *Governance*, Oct 2005, pp. 611-632.

る政府間協議に移行してきた。このような傾向は、従前は比較的、政治中立的であった国際的な金融規制が急激に政治問題化したことを意味する。

の自己資本比率規制は、国家や地域によって「異種」の存在を一定程度は認め、そして時代や環境等の変化に対応して「進化」してきた歴史がある。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{Tier 1 (資本の部) + Tier 2 (劣後ローン, 有価証券含み益など)}}{\text{リスクアセット (銀行が抱えるリスクの量)}} \times 100 \quad \dots\dots \text{[算定式 2]}$$

② 金融セクターの産業的特性

金融機関あるいは金融セクターといえども、国民経済のうえからは「産業」のひとつにほかならない——ただある意味で特殊な産業であり、かつ規制産業ではあるが——。そのような観点からすれば、政府が国際競争力のうえから、自国産業を保護、育成することは不自然なことではない。しかしまた、金融機関あるいは金融セクターの特性から、こうした保護主義が、国際的な金融市場をはじめとする資本市場に対して悪影響をおよぼす懸念があるのも事実である。

このように、自己資本比率規制等の金融規制については、金融機関あるいは金融市場の特性に起因する、一種のジレンマのもとにおいて、金融セクターにかかる産業政策（金融政策）が立案、遂行されなければならない宿命のもとにあるのである。

(2) 現行の自己資本比率規制

① リスク評価のための自己資本比率算定式

ここでいう「現行」とは、2009年時点での自己資本比率規制を指す。金融規制として

上記にかかげる [算定式 2] は現行の自己資本比率算定式である。[算定式 1] とくらべて、金融機関が有するリスクに着目したうえで、経済実態をよりの確にあらわす自己資本比率を算定しようとしているものである。紙幅の都合から詳細な説明は省略するが、その概略は、分母をたんなる「総資産」とはせず、銀行が抱えるリスクの総量を「リスクアセット」とし、また分子についても、これをたんに「自己資本」とはせず、その内容、特性に応じて「Tier 1」と「Tier 2」に類型化したものである。ここで注意を要するのは、自己資本としての本質的な内容、定義が与えられているのは「Tier 1」のほうで、これに対して「Tier 2」はあくまでも補完的な位置づけしか与えられていない点である。

② 自己資本比率算定のためのルールの不完全性

完全なルールは存在しない。ましてや自己資本比率規制のような金融規制においては、その経済的な制度や環境等が時代や、時間によって刻々と変化するので、適時適切に変更（改良）する必要性は格段に高いという特性があるが、現実問題としてそれはほとんど不

³⁰ その参加国は、主要国首脳会議（G8）の参加国8カ国と地域（欧州連合）および新興国11カ国が含まれる。具体的には、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、イギリス、米国、そして欧州連合（European Union：EU）が参加国である。詳細な情報はつぎのURLで確認できる。<http://g20.nic.in/>または<http://www.g7.utoronto.ca/g7/g20/g20whatisit.html>。2010年3月10日現在。